

第32回安曇野市景観審議会 会議概要

1	審議会名	第32回安曇野市景観審議会
2	日 時	令和7年9月9日（火） 14時00分から16時10分まで
3	会 場	安曇野市役所 本庁舎3階 共用会議室306
4	出席者	上原会長、益山委員、場々委員、高井委員、手塚委員、川井委員、 宮田委員、塚田委員、大野田委員、中沢委員
5	市側出席者	横山都市建設部長、新保建築住宅課長、岡本建築景観係長、曾根原技師 佐々木主任、宮川開発調整係長
6	公開・非公開の別	一部非公開（会議事項(2)）
	一部非公開の理由	該当部分は安曇野市情報公開条例第5条第1項第3号に規定する 法人等に関する情報であつて公にすることにより利益を害するお それがあるものであり、安曇野市附属機関等の設置及び運営に関 する指針（平成27年安曇野市告示第334号）第7条第1項第2号 に該当するため
6	安曇野市景観計画等中間見直し支援業務	受注者 株式会社KRC 小林 真幸、長尾 山音
7	傍聴人	0人 記者 1人
8	会議概要作成年月日	令和7年10月10日
協 議 事 項 等		
I	会議概要	
1	開会	
2	あいさつ	
3	委員・事務局紹介	【資料1】
4	会議事項	
	(1) 安曇野市景観計画の中間見直しについて	【資料2】
	(2) 安曇野市内で行われる開発事業について（非公開）	【資料3】
5	その他	
6	閉会	
II	会議事項要旨	
1	安曇野市景観計画の中間見直しについて	
	(1) 受注者から資料1により、中間見直しに関する4つの主要な検討ポイントについて説明 安曇野市景観計画及び景観条例の改定・改正検討ポイント	
	・ポイント1. 事前協議制度の導入について	
	・ポイント2. 制限高への対応強化について	
	・ポイント3. 重点地区指定制度の導入について	
	・ポイント4. 眺望点の指定・活用について	
	(2) 質疑・意見等	
	【ポイント1. 事前協議制度の導入について】	
	委 員：事前協議制度の導入は事業者の計画後戻りが無くなるという点で良いが、実 態として、今まで届出段階で景観計画やガイドラインに準拠せず、行政との トラブルになった事例は過去にあったか。	
	事務局：届出を出していただいているもので、不当に基準が守られなかったものはない。ただし、届出制度を把握しておらず、外壁の塗り替えなどを行った結果、基準に適合しなかったケースについては、指導を行い、塗り直しを求めたり、将来的な見直しの際に基準に準拠するよう指導した事例はある。	
	委 員：トラブルがあったわけではないが、より望ましい方向へ進めるための改定ということか。	

事務局：その通りです。事前協議は、大規模なもの（例：高さ20m以上、建築面積1,000㎡超など）を対象とし、計画段階から協議することで、より景観に配慮した計画としていただくことを求めることが目的である。

会 長：海外資本による大規模開発などが昨今話題であるが、開発面積の大きなものについて、計画が突然提出されるような状況を避けるうえで重要。

委 員：これから事前協議制度の規則を整える中で、提出図面について、スケッチ程度のラフなものでよしとするなど、事業者側に過度な負担をかけない工夫を規則に盛り込むべき。

【ポイント2. 制限高への対応強化について】

委 員：規制高さ30mは、この庁舎（20m程度）と比べてもかなり高く感じられ、階数でいえば7～8階建てに相当する高さ。これで本当にいいのか気になる。

委 員：規制高さ30mが現行ガイドラインにあるのは承知しているが、指摘があったように30mが適正か、もう少し下げるなど、審議会で検討すべきではないか。

事務局：30mは現行ガイドラインの基準を継続したもので、景観計画に盛り込むことで一定の法的拘束力を持たせ、それ以上のものを建てさせないようにすることが目的である。なお、現行の規制高さ30mを今回の景観計画の見直しで改定する予定はない。

会 長：現行を補強するという点は良いが、30mが高すぎるという異論は理解できる。今回の改正では見直さないことは承知しているが、事務局として今後も継続的に議論を重ねていくべき。

委 員：高さについての議論とあわせて、事前協議の対象となる行為の規模について、どの程度を基準とするか検証していくべき。例えば、松本市は29.4mを超えるものを事前協議の対象としている。安曇野市ではどのように制度化するのか。

事務局：安曇野市では、ポイント1の事前協議制度の説明のとおり、高さ（例：20m以上）、建築物の大きさ（例：1,000㎡以上）、土地の大きさ（例：敷地面積5,000㎡程度の商業開発）という、主に3つの観点から基準を設ける方向で、土地利用条例と調整しながら決めていく。このため、松本市が定める高さ29.4mの基準よりは、基準が厳しくなる可能性が高い。

会 長：高さの問題だけでなく、デザイン的に優れたものであるか、地域に公園的な空間を設けるなどの工夫を含め、質の観点も計画の中で誘導していくことが重要。

【ポイント3. 重点地区指定制度の導入について】

会 長：景観づくり住民協定の重点地区指定については、協定の制度導入から時間が経過し、高齢化や世代交代で協定への疑問の声が上がる可能性がある。これまで協力いただいた方々への感謝を示すとともに、市としての評価や振り返りも、今後の継続に向けて必要。

【ポイント4. 眺望点の指定・活用について】

委 員：観光客が一番訪れる大王わさび農場の風景（わさび田周辺）が、なぜ県の眺望点の指定を受けていないのか。指定されていた方が望ましいのではないか。また、市が力を入れている自転車ルート（現在3ルート）のような、移動中に見られる「眺望軸」という視点も意識し、計画に盛り込むべきではないか。

委 員：個人的な意見として、わさび田の景観ももちろん素晴らしいが、大王わさび農場の入り口の交差点（信号「御法田」）から穂高駅方面に向かう、田んぼの中を通る道の景観も非常に魅力的だと感じている。そうした場所も、眺望

点の指定候補として検討すべきである。

事務局：指摘のあった場所は等々力地区の道と思われる。等々力橋付近から西側を望む地点は、すでに眺望点として指定されている。

委員：資料2の9ページにある、既存のガイドラインに「あづみ野やまびこ自転車道」が眺望軸として示されている。現行ガイドラインでも眺望軸の指定はあるようだが、昨今の実情を踏まえて再検討する必要もあるのではないか。

会長：眺望点は、むやみに数を増やす議論ではなく、人の集まりやすい場所を中心に、重点的に選定していくのが良い。また、観光客に知られすぎることによって住民が行きづらくなるという点も考慮が必要。

2 安曇野市内で行われる開発事業について

(非公開)

Ⅲ その他

(事務局から連絡)

Ⅳ 閉会

(以上)